

地域計画変更申出における必要書類

書類が全て整っていなければ受け付けることができません。
必ず事前に農業委員会事務局へ農地区分の確認を行ってください。
その他法令の許可見込みについてもご確認ください。

当申し出の受付により地域計画の変更ができるかを確認します。
受付＝変更可能ではないことにご留意ください。
地域計画の変更には2～4ヶ月かかります。
地域計画変更後、農業委員会事務局へ農地転用の許可申請を行えるようになります。

必要書類		備考
地域計画変更申出書		様式あり
地域計画変更申出書 様式1		様式あり 事業計画書
地域計画変更申出書 様式2		様式あり 当該土地の選定理由・周辺の営農環境への配慮
他法令確認チェックシート(農地転用と共通)		様式あり
土地の登記簿謄本		法務局(登記官の印のあるもの) ※インターネットによる交付は不可 ※農地転用許可申請時に再度取得していただく場合があります
公図(地籍図)		法務局(登記官の印のあるもの) ※インターネットによる交付は不可 ※農地転用許可申請時に再度取得していただく場合があります
現場位置図		地図上に明確に申請地を表記したもの
建物平面図(各階)		建物の建設が目的の場合は建物平面図が必要
土地利用計画図		図面に具体的な利用内容(どこに何をいくつ配置する予定か)を示したもの 排水系統を示したもの
丈量図(測量図・求積図)		一部除外の場合必要
法人	法人の登記簿謄本	
	定款	
その他	登記簿謄本に相続が登記されていない場合 ①改製原戸籍など相続人全員がわかる公的書類 ②相続人全員の同意書 ③相続相関図	遺産分割協議書がある場合、左記の①②は遺産分割協議書の写しにかえることができます
	使用収益権者、抵当権者、その他権利設定者がいる場合 ・同意書	

※そのほか、必要に応じ書類が必要となる場合があります。